

新型コロナウイルス感染症対策拡大版

経営・税務相談 Q&A

no.368

掲載情報は4月27日時点のものです。最新の情報は各窓口およびホームページをご確認ください。

診療所における新型コロナウイルス対策

◆歯科医療機関対応

問1 従業員に感染の疑いが出た場合、歯科医療機関としてどうしたらよいのか。保健所への連絡、休診をしなければならぬか。

答1 従業員に感染の疑いが出た場合は、すぐに保健所へ連絡をしましょう。現在の対応ですと、二週間の休診指示が出る可能性が高いです。なお、歯科医療機関内の消毒は保健所では実施してもらえません。各歯科医療機関で行うか、業者に依頼することになり、費用は自己負担です。

問2 新型コロナウイルス対策として、歯科医療機関はどのような対応をしたらよいのか。

答2 院内・院外掲示によ

◆助成金、融資制度等

問3 労働者の雇用継続に對する助成金について教えてください。

答3 次のような助成金がありますので、活用できるかご検討ください。

(1)「雇用調整助成金」

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（事業主都合の休業等）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。緊急対応期間（四月一日～六月三十日）はすべての事業主が対象となります。要件

保護者として、臨時休業

等をした小学校等に通う子どもや、新型コロナウイルスに感染または感染したおそれのある小学校等に通う子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給休暇を取

得させた事業主に對して助成されます（一日一人当たり上限額八千三百三十円）。いずれの助成金も管轄の労働局、ハローワークが窓口になります。詳細は厚生労働省のホームページからご確認ください。

問4 事業主向けの給付金はどのような制度があるか。

答4 特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支えし、再起の糧とするため、事業全般に

広く使える「持続化給付金」があります。新型コロナウイルス感染症の影響で前年同月比五〇％以上売り上げが落ちている場合、個人事業主であれば百万円、法人は三百万円が給付されます。申請方法など詳細は経済産業省のホームページをご確認ください。

問5 コロナウイルス関連の融資制度について教えてください。

答5 各制度の特徴点、留意点を左記に記載いたします。

(1)独立行政法人福祉医療機構による貸付事業

・特徴点  
・無利子・無担保で四千万円まで融資が受けられ、金利が発生しても〇・二％と非常に低金利。  
・返済期間が最大十年と長く、据置期間が五年以内で設定できるため無利子で融資が受けられれば、元金及び利息を返済しなくていい期間が生じる。  
・福祉・医療関係者向けの貸付事業である。

・留意点  
・保証人が必要。保証人を付けない場合は、金利が〇・二五％上乗せされる。  
(2)セーフティネット保証5号  
・特徴点  
・行政からの認定に加え、信用保証協会融資であるため、民間金融機関の審査が一般的な融資より比較的通りやすい。  
・信用保証協会融資の一般保証枠二・八億円と別枠で二・八億円（4号と共有の枠が設けられている。要件が三ヶ月間の売上高等減少が五％以上とセーフティネット保証4号より適用しやすい。  
・連動要件※1を満たせば保証料・利子の減免措置が受けられる。

・留意点  
・信用保証協会の保証割合が五年以内で設定できる。

が八〇％であり、民間金融機関に二〇％保証の責任が発生するため、4号などの一〇〇％保証の制度より、審査が厳しくなる可能性がある。

(3)日本政策金融公庫等による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

・特徴点  
・行政の利子補給制度※2を併用すれば、中小事業は一億円まで（融資限度額は三億円）、国民事業は三千万円まで（融資限度額は六千万円）実質無利子・無担保となる（中小事業と国民事業に關しては相談窓口にてご確認ください）。

・返済期間が運転資金は十五年以内、設備資金は二十年以内と長く、据置期間が五年以内で設定できる。  
・最近一カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して五％以上減少しているなど比較的对象範囲が広い。

・留意点  
・保証人が不要。  
・最近一カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して五％以上減少しているなど比較的对象範囲が広い。

・留意点  
・行政からの認定に加え、信用保証協会融資であるため、民間金融機関の審査が一般的な融資より比較的通りやすい。  
・信用保証協会融資の一般保証枠二・八億円と別枠で二・八億円（5号と共有の枠が設けられている。要件が三ヶ月間の売上高等減少が五％以上とセーフティネット保証4号より適用しやすい。  
・連動要件※1を満たせば保証料・利子の減免措置が受けられる。

・留意点  
・信用保証協会の保証割合が五年以内で設定できる。

(4)商工中金等による「危機対応融資」

・特徴点  
・行政の利子補給制度※2を併用すれば、一億円まで（融資限度額は三億円）実質無利子・無担保となる。  
・返済期間が運転資金は十五年以内、設備資金は二十年以内と長く、据置期間が五年以内で設定できる。

・最近一カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して五％以上減少しているなど比較的对象範囲が広い。

・留意点  
・保証人が不要。  
・最近一カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して五％以上減少しているなど比較的对象範囲が広い。

(6)危機関連保証

・特徴点  
・行政からの認定に加え、信用保証協会融資であるため、民間金融機関の審査が一般的な融資より比較的通りやすい。  
・信用保証協会融資の一般保証枠二・八億円とセーフティネット保証4・5号二・八億円とさらに別枠で二・八億円の枠が設けられている。  
・連動要件※1を満たせば保証料・利子の減免措置が受けられる。  
・信用保証協会の保証割合が一〇〇％のため、金融機関の審査が比較的通りやすい。

・留意点  
・要件が売上高等前年同月比一五％以上減少する中小企業・小規模事業者とされており、セーフティネット保証5号より適用しづらい。

・留意点  
・要件が売上高等前年同月比一五％以上減少する中小企業・小規模事業者とされており、セーフティネット保証5号より適用しづらい。

・留意点  
・行政からの認定に加え、信用保証協会融資であるため、民間金融機関の審査が一般的な融資より比較的通りやすい。  
・信用保証協会融資の一般保証枠二・八億円と別枠で二・八億円（5号と共有の枠が設けられている。要件が三ヶ月間の売上高等減少が五％以上とセーフティネット保証4号より適用しやすい。  
・連動要件※1を満たせば保証料・利子の減免措置が受けられる。

・留意点  
・信用保証協会の保証割合が五年以内で設定できる。

(7)セーフティネット保証4号

・特徴点  
・行政からの認定に加え、信用保証協会融資であるため、民間金融機関の審査が一般的な融資より比較的通りやすい。  
・信用保証協会融資の一般保証枠二・八億円と別枠で二・八億円（5号と共有の枠が設けられている。要件が三ヶ月間の売上高等減少が五％以上とセーフティネット保証4号より適用しやすい。  
・連動要件※1を満たせば保証料・利子の減免措置が受けられる。

・留意点  
・信用保証協会の保証割合が五年以内で設定できる。

・最近一カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して五％以上減少しているなど比較的对象範囲が広い。

域において一年間以上継続して事業を行っていることおよび、最近一カ月の売上高等が前年同月に比して二〇％以上減少しており、かつ、その後二カ月を含む三ヶ月間の売上高等が前年同期に比して二〇％以上の減少が見込まれることが要件となっているため適用しづらい。

※1/セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。①個人事業主/売上高等前年同月比五％以上減少で保証料免除+金利ゼロ

②小・中規模事業者  
・売上高等前年同月比五％以上減少で保証料五〇％補助。  
・売上高等前年同月比一五％以上減少で保証料全額補助+金利ゼロ。

※2/特別利子補給制度とは借入当初三年間、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時的に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として一年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の一部も免除されます。申請は所轄の税務署にご相談ください。

◆税務

問6 納税についての優遇措置などはあるか。

答6 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時的に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として一年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の一部も免除されます。申請は所轄の税務署にご相談ください。

問7 確定申告が済んでいないのだが、まだ間に合うか。

答7 確定申告期限に関しても、個人事業主であれば、四月十七日以降も柔軟に対応すると国税庁が発表しています。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

◆共済制度

問8 新型コロナウイルスに罹患し、休診にした場合、第二休業保障の対象と

ナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施する制度。要件は左記の通り。

①個人事業主：要件なし  
②小規模事業者（従業員五名以下の法人事業者）：売上高一五％以上減少  
③中小企業者①、②を除く事業者：売上高二〇％以上減少と定められている。

なお、日本政策金融公庫での融資制度は中小事業一億円まで、国民事業は〇・三億円まで。商工中金に關しては一億円までと利子補給ができる融資額の上限が定められている。

また、助成金や融資制度に關しては、本紙5面にフロッチャートとしてまとめておりますので、併せてご参照ください。

合 協会の休業保障制度や第二休業保障の対象と



協会ホームページ



厚生労働省ホームページ



経済産業省ホームページ



国税庁ホームページ



なるか。

答8 加入者が新型コロナウイルスに罹患、もしくは罹患した疑いがあるなど、第三者の医師が診断し、休業を必要と認めた場合は、給付の対象となります。

詳細は当協会・共済部までお問い合わせください。



東京歯科保険医協会・共済部  
電話 03-3205-2999

## ◆労務

問9 従業員や患者さんへの感染が怖いので、診療所を二カ月ほど休診にしようと思う。給与は支払わなければならないのか。

答9 労基法は、事業主都合と判断される休業の場合は直近三カ月間の平均賃金の(各種手当含む)六〇%以上の支払いの義務があると定めています。加えて、厚労省は、可能な限り助成金など活用し、一〇〇%の支払いを行うよう求めていますので、従業員と相談の上、支払い水準などを決定してください。

問10 従業員から当分の間、休みたいという申出があった。この場合、給与の支払いはどうなるのか。

答10 従業員からの申し出の場合は、給与支払の義務はありません。休みたいという申し出があった場合は、有給休暇を取得してもらうか、有給休暇が取得できない従業員であれば、欠勤扱いで問題がないかなど、よく相談した方がいいでしょう。

問11 自粛による売り上げ不振で休診する場合、従業員に対しての給与や休業手当の支払いはどのようなになるか。

答11 厚労省は、自粛による売り上げ不振での休診については、休業手当の支払

し、従業員を解雇せざるを得ないが注意点はありますか。

答13 一方的に解雇することは労働訴訟に発展しかねませんが、今回の新型コロナウイルス感染症における患者減の影響により、解雇しなければ経営がままならない場合、社会通念上認められることもあり得ると考えられます。ただし、労働者保護の観点から、解雇を回避するための努力はしたかなどを問われることがあります。まずは助成金など活用し、可能な限り雇用維持に努めてください。

## 新型コロナウイルス感染症 に対する 支援策フローチャート簡易版

東京歯科保険医協会作成 (4月27日)

